意　見　書

意見提出者

|  |  |
| --- | --- |
| 所属（会社名・団体名等）（※１） |  |
| 氏名（※２） |  |
| 住所（※２） |  |
| 連絡先 | 連絡担当者氏名：  電話：  e-mail： |

※１　個人の場合は「個人」と御記入ください。

※２　法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

意見提出フォーマット

　左欄は、回答上の便宜のために意見募集対象である「発信者情報開示の在り方に関する研究会　最終とりまとめ（案）」の目次を抜粋する形で設けたものです。

|  |  |
| --- | --- |
| ＜第１章　発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方について＞ | |
| １．検討の背景等 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ２．発信者情報開示の概要 | |
| ２-⑴プロバイダ責任制限法における発信者情報開示制度の概要 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ２-⑵発信者情報開示の実務の現状 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ２-⑶現状の発信者情報開示の実務における課題 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ３．検討に当たっての基本的な考え方 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ＜第２章　発信者情報の開示対象の拡大＞ | |
| １．概要 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ２．ログイン時情報 | |
| ２-⑴発信者の同一性 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ２-⑵開示の対象とすべきログイン時情報の範囲 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ２-⑶開示請求を受けるプロバイダの範囲 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ３．まとめ | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ＜第３章　新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全＞ | |
| １．非訟手続の創設の利点と課題の整理 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ２．実体法上の開示請求権と非訟手続の関係について | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ３．新たな裁判手続（非訟手続）について | |
| ３-⑴裁判所による命令の創設（ログの保存に関する取扱いを含む） | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ３-⑵新たな手続における当事者構造 | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ３-⑶発信者の権利利益の保護 | |
| （該当箇所） | （該当箇所） |
| ３-⑷開示要件 | |
| （該当箇所） | （該当箇所） |
| ３-⑸手続の濫用の防止 | |
| （該当箇所） | （該当箇所） |
| ３-⑹海外事業者への対応 | |
| （該当箇所） | （該当箇所） |
| ４．まとめ | |
| （該当箇所） | （該当箇所） |
| ＜第４章　裁判外（任意）開示の促進＞ | |
| （該当箇所） | （御意見） |
| ＜その他＞ | |
| （該当箇所） | （御意見） |